

すでに発熱診療等医療機関になっている
医療機関へもお送りしています。

令和3年10月13日

医療機関各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰

発熱診療等医療機関の新規募集及び 診療報酬上の特例的な対応等に伴う意向調査について

神奈川県では発熱診療等医療機関の新規募集を行っておりますので、登録ご希望の場合は県のHPに掲載の指定申請手続きをお願いいたします。

なおご不明な場合は県医療危機対策本部室までお問い合わせください。(電話 045-210-4791)

鎌倉市医師会のHPにも昨年度の資料の掲載がありますので、併せてご覧ください。

すでに登録されている医療機関については意向調査の回答をお願いいたします。[別添資料2](#)

神奈川県医師会
理事 渡辺 雄幸
理事 笹生 正人

発熱診療等医療機関の新規募集及び診療報酬上の特例的な対応等に伴う意向調査に係る周知について

標記の件につきまして、別添内容のとおり通知がありましたので、お知らせいたします。

本件につきましては、発熱診療等医療機関（厚生労働省通知内では「診療・検査医療機関」）として県のホームページに公表されますと、対応時間内に行われた発熱患者等の外来診療について、院内トリアージ実施料（300点）とは別に、二類感染症患者入院診療加算（250点）が算定可能（令和4年3月31日までの措置）となったことから、発熱診療等医療機関の新規募集と併せてホームページでの公表に関する意向調査を実施するとのことです。

なお、公表する場合は、原則「相談センター」を介して医療機関を案内することとなっておりますが、患者さんからの予約・問合せ等が集中する可能性も想定されますことをご承知おきください。

また、すでに県へ発熱診療等医療機関として登録いただいている医療機関には、別途、県より通知が案内されますことを申し添えます。

公益社団法人
鎌倉市医師会
Kamakura City Medical Association

Home Link [会員用ページ](#)

医師会より	医療機関の情報	健診について	救急情報	医師会の活動	その他の情報
-------	---------	--------	------	--------	--------

ホーム> 会員専用ページ

ようこそ会員専用ページへ

このページは会員向けに医師会の情報を公開しております。

※ここから先のページはセキュリティ保護のため直接リンクしたり、お気に入り登録することが出来ません。
ご了承ください。

- 鎌医会報、神医FAXニュース、日医FAXニュースを閲覧する
- 生涯教育講座の日程
- アップロードされたファイルを閲覧する
- 発熱外来への協力のお願い
- [相談センターについて](#)
- [インフルエンザ流行に備えた発熱診療体制について](#)
- 医師会にメールを送信する

事務担当 神奈川県医師会
保険医療・学術課 深澤
健康医療課 福本

TEL 045-241-7000 FAX 045-241-1464

県内医療機関 御中

神奈川県健康医療局医療危機対策本部室

発熱診療等医療機関の新規募集及び診療報酬上の特例的な対応等に
伴う意向調査について（依頼）

日頃から本県の新型コロナウイルス感染症対策の推進に御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年9月28日付けで厚生労働省から、季節性インフルエンザの流行期を迎えるにあたっては、多数の発熱患者等に対する相談・外来診療体制を地域において適切に整備するよう事務連絡の送付がありました。

また、今般、各自治体のホームページに公表されている保険医療機関が、必要な感染予防策を講じた上で発熱患者等の外来診療を行った場合の診療報酬上の特例的な対応についても示されたところです。

つきましては、上記特例的な対応も踏まえ、新たに発熱診療等医療機関を募集させていただきますので、指定を希望される場合には、県ホームページ記載の指定申請手続を行っていただくとともに、併せてWebフォームにて実施する意向調査に御回答くださいますようお願いいたします。

なお、意向調査の回答については、県内医療関係団体及び県内各保健所設置市と共有させていただきますので、あらかじめご承知置きくださいますようお願いいたします。

1 調査内容*

①貴院の基本情報（医療機関名、所在地等）②県ホームページでの公表の可否③対応可能患者④対応可能な検査⑤8月の外来受入実績（発熱患者等）⑥11月以降の1週間当たりの受入可能患者数（予想）⑦指定時からの対応時間の変更予定⑧ネットワーク接続環境⑨年末年始における稼働予定

2 回答期限*

令和3年10月22日（金）

※ 11月1日から県ホームページでの公表を希望される場合の期限となります。意向調査に御回答いただいた場合は、すみやかに県ホームページから指定申請手続をお願いいたします。なお、回答期限後も随時新規の指定申請を受け付けますので、希望される場合は下記問合せ先にご連絡をお願いします。

3 公表する医療機関情報*

①発熱診療等医療機関の名称②所在地（市区町村まで）③最寄り駅④対応可能患者⑤対応可能な検査

※ 県ホームページで公表「可」と御回答いただいた医療機関のみ上記情報を

掲載させていただきます。その際は、院内トリアージ実施料（300点）とは別に、二類感染症患者入院診療加算（250点）が算定可能となります（令和4年3月31日までの措置）。県ホームページには、県専用ダイヤル及び保健所設置市が設置するコールセンターの電話番号を掲載いたします。

4 医療機関の希望に応じて公表する医療機関情報※

①電話番号②発熱患者等に対する診療・検査対応時間③対応可能な外国語④医療機関のホームページ URL

※ 各項目別に希望をとります。希望される項目のみ、3の公表する医療機関情報に追加して公表させていただきます。

5 指定申請手続

以下のホームページに掲載の指定申請手続をお願いいたします。

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/covid19/ms/hybrid_20201001.html

6 回答方法

パソコン又はスマートフォンにて、以下URL又はQRコードからウェブフォームにアクセスの上、調査への回答をお願いします（所要時間5分程度）。

なお、郵送又はメールでの御回答は受け付けておりません。下記ウェブページからのみの御回答となります。

(1) URL

<https://form.kintoneapp.com/public/form/show/acedaa6d9c82cf187fc6a393ad846a6fccd16dbfd054c971f76d64c0d8cfb81b>

(2) QR コード



(参考) 診療報酬上の特例的な対応

自治体のホームページに公表されている診療・検査医療機関（保険医療機関）が必要な感染予防策を講じた上で発熱患者等の外来診療を行った場合の診療報酬上の特例的な対応は以下のとおりとなります。

(1) 発熱診療等医療機関（厚生労働省通知内では「診療・検査医療機関」）の対応時間内に行われた外来診療について、院内トリアージ実施料（300点）とは別に、二類感染症患者入院診療加算（250点）が算定可能となる。（令和4年3月31日までの措置）

(2) 令和3年10月31日までは、自院のホームページ等において、発熱患者等の相談・外来診療・検査を実施している旨を公表している場合も対象となる。

問合せ先

感染症対策グループ 新、田原、小野

電話 045-210-4791